

平成20年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成20年12月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年12月11日 9時29分			議長	坂口久信
	散会	平成20年12月11日 14時10分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣	2番	山口 巖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年12月11日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成20年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>1. 陳情問題について</p> <p>毎年各課において、いろいろな陳情書が出されている。特に建設、土地改良。陳情書を出す区においてはかけがえのないものであると思う。緊急の場所を優先するという町の考え方もわからないでもないが、予算がないからという断り方より、もっと整理を必要とすべきではないか。</p>	町 長
		<p>2. スポーツの振興に対する宿泊施設の充実について</p> <p>我が町はスポーツの面、振興は、他の市町村に負けないくらいの力が注がれていると思う。又、子ども、青少年に対する運動施設もなかなかのもので、余り不自由は見られない。そのような中での宿泊施設は充実しているのだろうか。高校生、大学生の合宿などの利用度（他町より）を高める必要があると思う。このすばらしい太良町の環境を生かす為にも、スポーツでの宿泊施設の充実を思う。</p>	町 長
2	12番 木下繁義	<p>1. 学校の状況について</p> <p>(1) 町内小・中学生の学校での生活状況について問う。</p> <p>(2) 太良高校存続運動の現在の状況について問う。</p>	教 育 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	12番 木下繁義	<p>2. 定住促進対策について</p> <p>(1) 定住促進条例が施行されて半年が経過したが、現在までの支給状況について問う。</p> <p>(2) 町営住宅の入居基準について問う。</p> <p>(3) 野崎分譲住宅の現在の状況について問う。</p>	町 長
		<p>3. 合併浄化槽推進について</p> <p>平成20年度で方向性を決めるとのことであったが、どのように推進する考えかを問う。</p>	町 長
		<p>4. 火葬場新築について</p> <p>火葬場新築についての進捗状況について問う。</p>	町 長
3	7番 見陣泰幸	<p>1. 行政改革について</p> <p>(1) 課の統合について問う。</p> <p>① 今後の課の統合は、どう考えているのか</p> <p>② 課の統合による住民サービスへの影響はないのか</p> <p>(2) 今までにない住民サービスを提供する考えはないか</p>	町 長
		<p>2. 太良町の情報発信について</p> <p>(1) 太良町の観光案内板の設置状況等を問う。</p> <p>① 県内外の設置箇所及び内容について</p> <p>② 設置による効果はあっているのか</p> <p>③ 今後の設置計画について</p>	町 長

4	1 番 所 賀 廣	1. 町立太良病院の改革について (1)改革委員会の構成と、今後の活動について (2)改革プラン策定に対する基本的な考えについて	町 長
---	-----------	--	-----

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。ただいまから本日の会議を開きます。
 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。質問の順序はお手元に配付しております表のとおりです。

1番通告者山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は2点であります。1点目、陳情問題について。2点目、スポーツの振興に対する宿泊施設の充実についてであります。

まずは1点目、陳情問題についてであります。

毎年、各課におきましていろんな陳情書が提出されております。特に建設、土地改良、さまざまな各地区からの陳情があります。陳情書を出す地区においては、かけがえのないものであると思います。しかし、緊急の場所を優先的に対応していくという町の考え方もわからないではありませんけど、財政の厳しい折、予算がないからという断り方よりも、もっと整理を必要とするべきではないかと思うのですが、執行部の考え方をお聞きしたいと思います。
 以上です。

○町長（岩島正昭君）

おはようございます。山口議員の1点目の陳情問題について、お答えをいたします。

平成15年4月から平成20年9月までの陳情件数は、町道拡幅等の改良工事70件、原材料支給36件及び農道の原材料支給96件で、合計の202件となっております。

毎年多くの陳情がありますので、予算の範囲内ではすべてを実施することはできず、9月末現在でまだ実施していない件数は、町道改良工事30件、農道原材料支給37件となっております。

工事等の実施に当たっては、陳情が提出された順番を基本に考えておりますが、現地確認を行い、町道改良工事につきましては通行者への危険性、緊急度など、農道の原材料支給につきましては緊急度、地元の体制などを勘案し、さらに地区に偏ることがないように施工箇所を決定し、計画的な実施に努めております。

予算が限られておりますので、優先順位をつけるなど整理整頓を行い、より計画的な事業の執行に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

よく各地区の方々から耳にするわけですが、役場に言っても「予算がないから、予算がないから」と、それで話が終わると、そのような言い方はちょっとやめたほうがいいと思います。いろんな事情を説明して、予算のなかけんどうのこうのというようなことばかり言いよったら、各地区の方々もやっぱり落胆してしまうというようなことでございます。

年間202件ですか、それぐらいの陳情があつておると思うわけですが、その執行率はどのような状況であるか。ここに担当課から18年度、19年度の陳情の完了、内容とか、完了したか、しないかというようなデータももらっておりますけれども、これは当然のこと、スムーズに事が運んでいるように見えるわけでございます。

そこで、その執行されていない箇所はどれくらいあるのか。また、その処理は今後どうやっていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成15年度からの陳情書の提出があつた分で、執行率は約70%であります。

町道改良工事におきましては、年間平均、今のところ十二、三件の陳情書が提出されております。平成20年度の予算に対して、10カ所近くの執行ができると考えております。大体毎年、二、三件の未執行箇所がずっと積み上がっていくというふうに考えております。

現在、町道改良工事におきましては、町の単独工事のほかに、道整備交付金事業と辺地対策事業を行っております。平成20年度の予算におきましては、道整備交付金事業が190,000千円、辺地対策事業が126,000千円ということで、316,000千円の事業を行っております。平成20年度もこれらの事業で約5億円の事業費を予定しております。

今後、こういった事業が終了すれば、町単独改良工事費の予算の増額についても検討して、未実施箇所の消化というか、残数を減らしていきたいと考えております。

○10番（山口光章君）

緊急性を有する箇所があつて、取り組んだ場所があつたと思いますが、早急に取りかかつた場所は今年度何カ所ぐらいあつたのか。そして、その理由ですね。どういった理由で緊急を有したのか。大きな台風も上陸していないし、災害の件数も少なかっただろうと思いますけれども、そういった中での緊急場所ですか、早急にやられた場所は何カ所ぐらいあつたか、その理由をお尋ねいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今年度に9月末で8件発注し、施工済み、または施工中であります。この8件は、事業費ベースでいくと執行率85%になっておりますけど、平成20年度で陳情されたところが1カ所、平成19年度の陳情箇所が1カ所、平成18年度の陳情箇所が2カ所と。ほかは大分前の陳情箇所、継続して事業を行っているところであります。

今年度におきましては、今年度に陳情書が提出された1カ所ということで、これは路肩がちょっと崩れているということで、陳情の内容にもいろいろありますけど、拡幅とか側溝整備とかありますが、路肩が崩れているということで今年度に提出された陳情箇所を1カ所行っております。

○10番（山口光章君）

各地区の陳情などの場合は、その代表者、区長さんたちが来られるわけなんですけれども、区長さんにも任期があるわけですね。任期中の陳情がスムーズにいけば、それにこしたことはないんですけど、自分が区長るとき、部落から頼まれて陳情を出すと、それでスムーズにいけば何のことはないんですが、いかなかった場合、次の区長さんにバトンタッチになるわけですね、実際。そのような陳情なども今までにあつたと思いますが、そのような処理の仕方はどのようにされておられましたか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

継続事業で実施している分につきましては何カ所かございます。これについても、もう4年、5年というふうには実施しております。あと、区長さんが交代されたところにつきましても、一応うちのほうでは陳情箇所の台帳をつくっております。それで、ずっと未執行となっている分につきましては、それぞれ施工箇所を検討して、区長さんのほうには連絡して、いつぐらいに行いますと、今年度実施できる分については、区長さんが交代されているところにつきましても、今の区長さんに連絡して実施しているところでございます。

○10番（山口光章君）

今までに、一番長い期間、陳情に取りかかっていないのは何年ぐらいですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

はっきりしたことは、ちょっと今資料がございませんけど、七、八年、10年ぐらい前に出た箇所も未執行となっているところがあります。ただ、これらの箇所については、陳情書は提出されたものの、用地の承諾ができなかったというようなところで、ちょっと未執行となっているものがあります。

○10番（山口光章君）

7年、8年と執行できない状態と言われますけれども、その土地を与えてくれなかったり、地権者がおっぴたりで、いろいろと大変だろうと思いますけれども、それらの執行は今後どのようにされるつもりですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

予算の枠で年間の実施できる箇所数が限定されますので、うちのほうで今年度を実施する分について区長さんのほうに連絡を申し上げて、それぞれ地元の体制とかを聞きまして、実施していきたいと思っております。

来年度以降についても、全体的な陳情箇所の未執行分について、年度で優先順位とかランクづけとかを行いまして、計画的に事業を進めていきたいと思っております。

○10番（山口光章君）

1つの例を取り上げてみますと、課長も十分御存じだろうと思いますけれども、野上地区から道路整備の陳情があったと思います。その取り扱いは現在どのようになっておるのか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

野上の陳情箇所につきましては、平成15年度ぐらいまでに一部改良を何カ所か行っております。それにつきましては、引き続き改良を行うようには計画しておりましたけど、そのときに土地の方の承諾ができなかったということで中断しております。それで現在に至っております。

○10番（山口光章君）

中断になっておるといことはわかりますけれども、要するに、執行部としてはやはり早く執行してあげたいというふうな気持ちはあると思いますよね、実際。そのための御苦労はしていただけないんでしょうかね。部落が言うてくるから、部落の者がちゃんとせじゃあじやなしに、やっぱりそこまで協力するというか、執行部のほうからも手助けをするような考え方はお持ちではありませんか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

陳情箇所も多いために、あくまでも地元からの土地の承諾が全部できているというようなところを優先的に行っております。町道もいろいろ1級、2級、その他とありますけど、1

級町道については、やっぱり必要なところは町としても地元に対して事業が遂行できるように何らかの対策をとりたいとは思っております。

あくまでも地元からの要望ということで事業は進めていきたいと考えておりますので、地元の体制ができたところからというふうに考えております。

○10番（山口光章君）

陳情を出された地区なんかは、やっぱり早くしてほしいというのが本音ですもんね、実際。

それで私たち議員として、口添えとかお世話をするというのは余りよくないことだと思っております。しかし、議員のいない部落は数多くあるわけなんです。そういったところは大変だと思います。議員のいない地区での陳情がうまくいけば、もう議員はおらんでもよかと、議員はいなくても結構だと、議員は何もならんとか、陳情の問題についても、私たち議員もそういう言われ方をしがちなんですよ、実際。

だからといって、例えば油津、伊福、議員さん方おられますけれども、やっぱり油津のほうからも、そういうふうな議員がいるところからもやはりいろいろ情報を聞きまして、私たちのところに言うてくるときがあるわけですよ。そしたら、でしゃばるわけいかんでしょうが。おたくには議員さんおんさっけん、そっちの議員さんに頼んでくんさいと、そういう傾向が大いにあったし、今でも幾らかあるわけなんです、実際ですね。

だから、私たちが口添えをしなくても、今後やはり執行部のほうからスムーズに行くように心がけていただきたいと、そのように思うわけですけど、そこら辺はどういう考え方ですか。

○町長（岩島正昭君）

その件についてお答えします。

今、太良町内の町道の路線数が228路線ございますけれども、さっき建設課長が言いましたとおり、1級道路、いわゆる部落内の幹線道路が15路線、それと支線的な道路が27路線、それと林道的、いわゆる樹園地の中とか、昔、林道改良とか、あるいは農道整備でつくったその他の道路が186路線ございます。

近年、議員御指摘のとおり財政等々で公共事業の予算が少ないということで、部落の区長さんたちから2件とか、あるいは3件等の陳情はございます。まず、私が指示しているのは、3件か4件あった場合には緊急性をつけてくださいと、3つのうちどれば先にしたかですかということで、あとについてはバランスもありますから、次の年をお願いをしたいというふうな言い方を指示いたしております。

それで、その他農道につきましては、これは農道とか実質的野上線もほとんどが樹園地でございます。そういうふうなその他の道路につきましては原材料支給でお願いしたいと。というのは、今までは原材料支給で道路を拡幅したりなんかした場合は、地元からは重機の借上料を出していただいていたおったわけです。20年度から重機の使用料という形で、オペレーター

つきでございますけれども、ダンプとかユンボ、あるいは運搬車等も、町が太良町内の建設業協会と協定をいたしまして、1日幾らというふうな取り決めの単価をしておりますので、町が支払うというふうな形をとっておるところでございます。最近の例で申しますと、議員さんたちも御存じだと思いますけれども、町道蓮十喰場線ということで、これが1,430メートルでございます。この分につきましては、その部落、あるいは地権者で土地代、あるいは立ち木、ミカンの木ですね、それを全部でも無償でいいですよと、だからそれを改良してくださいというふうな要望がございまして、舗装等も地元で原材料支給でやったというふうな実績で、大体町民の方も、その他の道路については自分たちで施工せにゃいかんなど、そういうふうな意思決定がなされているものと解釈をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

町民福祉課長にお尋ねいたしますけれども、瀬戸の児童館の跡地の問題、あれも部落から陳情に上がっておりましたよね。あれは、いつ陳情に上がって、今現在どういうふうに進捗しておるのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

寺のほうから陳情が上がったのが平成18年でございます。土地のほうを調べたところ、地権者が2名さんいらっしゃいました。そういうことで、1名はお寺のほうですが、もう1名は檀家の方でしたので、どういういきさつで直接町のほうに寄附をされたのか、陳情は、目的が終了したので、お寺のほうに返還をお願いしますというような陳情でしたので、もう1人の地権者の方と土地を交換したとか、しないとかというお話がございましたので、現在の相続人の方等とお寺のほうで調整をさせていただいておりましたが、今年度、一応その所有者の方から、無償で幾らかの土地、その土地については放棄をしますというような御返答があったというようなことでございますので、現在はお寺のほうにはもうしばらく待ってくださいというような御回答をいたしております。

○10番（山口光章君）

昔と違って、町民、議員がいろいろ気づく前に、ここに20名の課長さんたちがおりますけれども、通勤がてら、やはりああいうところはいけないな、ああいう場所はこれだなんて、執行部自体が気づかにゃいかんわけですよ。昔は議員のところへ皆さんが来ていただいて、そして、いっちょ頼みや行たてくれんですかと頼まれよったばってん、もうそういう時代じゃないんですよ。皆さんが必ず、毎日毎日ぼーっとして運転して通勤するわけじゃないんですから、やはり足元とかなんとか見ながら、あそこは危険性があるとか、これは部落が、人が、とにかく言う前に早う気づいてほしいと、そのように思います。やはり、もっと気配りですね。目配りしていく必要があるのではないかと、そのように思うわけですよ。町民

が気づく前に、執行部は目を光らせておく必要があるのではないかと思います、その辺は皆さんどう感じられますか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、議員が言われるように、普通課長会におきましても、そういったことでいろいろ新聞含めて、県内、国内、ひいては海外まで目配りをしながら、いろいろな情報をキャッチして、町に関係ある分、また、ないものにしても影響はないのかとか、そういったところまでお互い情報を各課長でも係でも交換し合って対応していくようにということの日ごろから町長からも言われておりますし、当然職員もそういったことでやっていっているものと私は確信しております。

以上です。

○10番（山口光章君）

昔の西村町長さんたちなんかは、出張に行くときでも往復するんだったら同じ道は通るなど、そのように言われよったばいと昔の課長さんたちから聞いておりますけれども、そういった面でやはり何かを気づいていただきたいなど、そのように思います。

そしてまた、今までの陳情などを十分に整理していく必要があるのではないかと思うわけですけれども、この土木建設の道路改良費などは年々減っていったような気がいたしますけれども、これは予算書を見ればわかるんですけれども、5年間くらいの経過を教えてくださいたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

単独の道路改良費の予算については、一番大きかったのが平成6年度でございます。このときに工事費で3億円、土地、補償費等50,000千円で、大体350,000千円。平成13年度で工事費ですけど2億円というふうになっております。平成17年度に6億円（27ページで訂正）と、その後減ってきてまして、今年度が12,000千円となっております。

○10番（山口光章君）

年々減っていけば、これはまた級外の町単で小さい工事ですが、ずっと土木屋さんなどの仕事がやっぱり減っていくわけですからね。これはもう潤いはないですよ、実際。どうにかこうにかして頑張っておられますけれども、町外の仕事に手を出さんわけにはいかないと、そういうふうになるわけですよ。

皆さんも御存じのとおり、岡本建設さんが指名業者として太良に事務所を構えておりましたけれども、最近撤退したわけですが、そのような例がございます。だから、町単の仕事の予算をもう少し多目に組めないかなと思うわけですよ。何かといえば、原材料ないば出すばいと、原材料、原材料で。だから、原材料の予算が多くなるとじゃなからうかと私は思うん

ですけど、そしてまた、原材料だけの予算しか、それだけしかないのかと思われがちですけども、どのようなものでしょうかね。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

さっき建設課長も申しましたとおりに、平成20年度で全体で346,000千円の予算を計上しております。このうち工事費で162,000千円ぐらい、そのうちに単独事業費が12,000千円ということで、補助事業につきましては、町内の等級別でいいますとA、B級ですね。単独の12,000千円につきましては、極力級外の仕事を充てろというふうな指示をして、級外の方の救済もやっておるところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

建設課長にちょっとお尋ねすつばってんが、先ほどの答弁の中で平成17年度は6億円と言ったとばってん、それは間違いなかかな。私は60,000千円じゃろうかと。

○建設課長（川崎義秋君）

済みません、17年度は60,000千円です。

○議長（坂口久信君）

60,000千円に訂正ですね。

○建設課長（川崎義秋君）

はい。

○10番（山口光章君）

最後に、これはもう全体的なものですけれども、太良町のこれからの道路改良とか土木建設における景気対策をどのように考えていかれるのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

景気対策ということでございますけれども、町内には、今、企業誘致ということで県のほうにも陳情、あるいは現地調査等も行っておりますけれども、なかなかアクセス道路とか、あるいは立地条件等々で、まだ進捗を皆さんたちにお諮りするまでいっておりません。

雇用対策というのは私も常日ごろから思っておるんですけれども、太良町、あるいは鹿島市もそうでしょうけれども、雇用対策というのは土木建設ですね、それが1次産業、2次産業の不景気の場合の雇用対策が一番じゃないかと思っております。何年か前でも海とか、ミカンが安かった場合は、収穫を終わってから土建業のほうにちょっと仕事に行こうかというふうなことで、極力土建業しか雇用対策はないと思っておるところでございます。

今後につきましては、ある程度補助事業は補助事業、単独は単独なりで調整をしながら、こういうふうな公共事業については極力予算等々を修整していきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

わかりました。

それでは、2点目に入ります。2点目は、スポーツの振興に対する宿泊施設の充実についてであります。

我が町は、スポーツの面での振興は、他の町村に負けないぐらいの力が十分注がれていると思っております。また、子供たち、青少年に対する運動の施設もなかなかのもので、余り不自由は見られないと思います。そのような中で宿泊施設の充実は十分であろうか。今のままでうちは十分だというならともかく、もっとこれまで以上に高校生、大学生、一般の合宿などの現場としての利用度を高める必要があると思います。

このすばらしい太良町の環境をこれまで以上に生かして、スポーツの面での町の活性化を図る必要もあるのではないだろうか、そのためにも宿泊施設のさらなる充実を願いますが、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

2点目のスポーツの振興に対する宿泊施設の充実についてお答えをいたします。

現在、太良町においては、スポーツ合宿、あるいは勉強合宿の宿泊場所として、自然休養村管理センターを利用させていただいております。

自然休養村管理センターは、もともと研修、休養などの場の提供、あわせて農林漁業者の各種生産・販売活動の助長、並びに就業の機会の増大に寄与することを目的として設置されたもので、宿泊については簡易宿舎としての県の許可をいただいております。通常の宿泊施設ではありませんが、年間を通じて町内外の多くのスポーツ団体の利用がっております。また、毎年定期的に利用されている団体もございます。

御質問は、スポーツでの宿泊施設の充実をとということでございますけれども、現在、既存の自然休養村管理センターを有効に活用させていただいておりますので、今後とも現状の施設でのさらなる有効活用を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

我が町は自然に恵まれて、環境的にはどこの町にも負けないと、そのように思っております。その我が町を生かした他町の方々との交流も非常に大切なことだと思っております。

1次産業の低迷する中において、前町長の1次産業と観光をドッキングすると、それもまたいいでしょうけれども、いいと思いますが、なかなか現実的には結びつかず、空回りをしているように思います。今の太良町は孤立しております。他の市町村との交流が大事だと思いますが、その点はどう考えられますか。

○町長（岩島正昭君）

議員御指摘のとおり、従来から人口減少に伴う人口交流の対策として、1次産業と観光

をドッキングせろということで、そういうふうな推進を図ってきたわけでございますけれども、なかなか観光という面につきましては、交通アクセスも悪い、立地条件としてはなかなか悪い場所でございます、交流人口はふえないということでございます。

近年、ことし、今月ですか、鹿島市の商工協会と太良町の観光協会がドッキングいたしまして、観光フェアの今後の対策をどうするかということで、今月にそういうふうな初会合を持つようにしております。

それはそれとしまして、できるだけ太良町につきましては、昔からこういうふうなスポーツが、昭和51年か52年だったですか、国体がございまして、それから非常にスポーツが盛んになって運動施設も充実してきたということで、少年野球にしろ、あるいは新春マラソンにしろ、町内外からたくさんの方が参加者がございますので、できるだけ今後はそういうふうなことを図っていきながら、スポーツについてもそういうふうに宣伝、あるいは地元の旅館等々を御紹介しながら、自然休養村がもしも空き部屋がない場合は、旅館組合等も協定をしながら紹介をするというようなことに極力していきたいと、かように思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

たまたま我が町のスポーツの施設は十分恵まれていると思います。運動場あり、プールあり、野球場あり、ゲートボール場、また体育館、武道館、テニス場と、スポーツの振興には欠かせない道具が十分そろっていると思います。それにもまして、この自然環境、十分だと思えます。

他の市町村とのスポーツを通じての交流、要するに、スポーツを通じて太良町に来てもらうような受け皿的な町づくりをすることも大切だと思いますが、いかがなものでしょうか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

今、山口議員言われるように、やはりスポーツでの交流というのは青少年にとっても、スポーツをする人にとって大変重要なものと考えております。

今、宿泊施設のというようなことの中での御質問でございますけれども、今、うちのほうで宿泊をして利用されているのは、本当に福岡とか熊本とか、そういう県外から多くの利用をさせていただいております。各それぞれの団体で声をかけ合って交流を、他市町村、他県の方との交流をたくさん図っていただいていると思っております。

それで、今後もそういうふうな各団体においても声をかけ合って、こういう施設がございませうというようなことで利用していただければというふうに考えております。

○10番（山口光章君）

この前、宿泊施設を拝見させていただきました。トイレ、男子のふろ、女子のふろ、また調理場ですね、そして会議室、寝泊りする場所、特別不自由だとは思いませんでしたが、

スポーツの振興の中での宿泊施設なら、ホテル並みとまではいきませんが、もうちょっとどうにかできないかと思っておりました。

社会教育課長にお尋ねしますが、休養村の宿泊施設の利用度は年間どれぐらいになっておりますか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

一応、宿泊だけでございますけれども、18年度は14団体の延べ616名でございます。19年度は10団体、延べ人数の465名ということでございます。それから、20年度についても11月の末になりますけれども、11月末で10団体の延べ414人といったところでございます。子供の夏休み期間中ということもありますので、大体夏場に集中をいたしますけれども、そういうふうな利用になっております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そしたら、管理部署としての農林水産課は、このような問題に対してどう感じられますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

本来、自然休養村管理センターは、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町内の農業者の研修、あるいは休養の施設として設置されたものでございます。

現在は簡易宿舎等の許可をもらい、今、18年度は610名ほどの宿泊があったということで御報告がっておりますけれども、範囲を広げて現在施設を利用していただいているものと考えております。

○10番（山口光章君）

私が言いますのは、要するに管理部署が農林水産課であつてですね。何でも公民館に任せっきりと、任せっきりじゃないですが、利用するのは公民館のほうですけれども、やはり管理部署として、身体障害者用のトイレなり、あるいはそういうふうな設備が整っているかどうかというような声を聞いたわけですよ。そういった面はどのように感じられますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

現在のトイレにつきまして、身障者用のトイレの拡張となりますと大規模な工事が必要となってまいります。その点ちょっとここで早急に答弁は、検討いたしてからと思っておりますけれども、現在のスペースの中に身障者の方のトイレを設置するスペースにつきましては、今のところちょっとスペース的に無理ではないかと、外のほうに持っていかうというような方法とか、大規模なものになれば可能かというような考えでおります。

○10番（山口光章君）

しかし、もう今常識なんですよ、身障者用のトイレにしる、そういうようなことを気遣っていただくのが普通なんですよ、今現在。それはそれとして、地元の利用とか町外の利用、県外の利用はどのぐらいのものになっておるか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

先ほど利用状況を申し上げましたけれども、その中の町外、町内の人数を分けますと、町外の子供というと高校生までになります。高校生までが18年度で370名、町外の大人の方で108名ということです。それと19年度につきましては、先ほどの延べ人数の465名のうちの町外の子供が256名、町外の大人が70名です。それと、20年度の11月末までの延べ人数の414名のうちの町外の子供が258名で、町外の大人が48名というふうな利用をいただいております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そういったものの宣伝というか、PRはやっておられるのかどうか。といいますのは、海水浴場とか海洋センターとか、ああいうところはパンフレットとか何かつくってやっておられますよね。そしたら、ここに泊られますよというような宣伝じゃないけれども、そういうことはやっておられるんですか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

私のほうでは特別なPRは行っておりません。ただ、太良町のパンフレットの中には健康広場とかそういう運動施設が入っているパンフレットもございますので、今利用されている町外利用者の方は、先ほどもおっしゃいましたように、それぞれの団体が声をかけ合って練習試合を兼ねた強化合宿といいますか、試合前の強化合宿みたいなのをされておりますので、その利用された団体がまたリピーターとなって別の団体に声をかけていただいて、また利用していただいているというふうな今の状況です。私どものほうで特別なPRはしておりません。

大体自然休養村管理センターは、先ほど町長が言いましたように、簡易宿舎としての研修の場ですので、それも理解をされた上で、申し込みをされましたらこういう施設ですがというようなことで、宿泊についての理解をしてもらった上での利用をいただいておりますので、それについても特別な苦情なんかも私どもは聞いておりませんので、今の状態で利用をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

要するに、自信がないわけですよ、宿泊施設の宣伝をするということは。もっとぴしゃっとして、身障者とかなんとかでも泊まれるような形になっとったらパンフレットもできる

わけですよ、実際。そこまではまだあれしていないと、私はそのように感じます。

大分以前のことでですけど、水泳の先生、古川先生という方が以前公民館のほうに来られました。そして、私の友人が鳥栖のスイミングクラブをやっていたので、その方々が太良のほうで合宿をするということになったわけですが、食事、いろいろ宿泊の面で困難でしたので、うちに10名ぐらい泊めたことがあります。小学生の子供たちだったんですけども、その子供たちが30歳以上になっておるわけですよ。まだ交流はありますが、いまだに太良はよかったと、そのように印象づいて帰っておるわけなんですよ。

ぜひ宝の持ち腐れにならないように、このすばらしい環境を保っていく必要があると思いますが、そこら辺はどう感じますか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

確かに議員言われるように、利用された方は太良はいいところだというようなことで、スポーツの場所もたくさん、テニスコートもあり、プールもあり、運動広場もあり、体育館もありと一括的にありますので、大変喜んで利用されております。

宿泊場所については、やはり不便な点もあろうかと思っておりますけれども、食事の面とか、その分についてはやはり自分たちで自炊を行う、寝具についても自分たちが敷いたりして、議員も利用されたことがおありと聞いておりますので十分御承知と思っておりますけれども、研修の場を宿泊場所、簡易宿舎ということでしておりますので、不便ではあろうかと思っておりますけれども、それを十分承知して利用されておりますので、今後とも、スポーツをする施設はありますので、こういう施設もありますよ、泊られますよというようなことは十分こちらで説明をしていきたいと思っております。

また食事についても、町内にはたくさんの宿泊施設もございますので、そちらのほうもありますよというふうなPRも今後はしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

わかりました。いろんなスポーツがあります。幼児から大人、それからお年寄りまで、最近、私が気にとめているのがお年寄りのゲートボールとかグラウンドゴルフなんですよ。毎朝、非常にはつらつとして、若者に負けないぐらいの健康管理を保ったみたいにして、ゲームをされております。非常に健康によいと思っております。

そこで私の提案ですけれども、このスポーツ、ゲートボール、グラウンドゴルフの大会を大きなイベントとして太良町でやってみてはどうかと、そのように思うわけですよ。健康づくりの面です。それで、太良町だけじゃなし、まずは県内の、例えばグラウンドゴルフの愛好家、ゲートボールの愛好家、太良にはミカンがあります。カニがあります。温泉があります。ひとつ憩いの場として大会に参加しませんかというような慰労を取り入れた大きな

イベントをやってみたらどうかと。もちろん経済効果は出てきます。要するに、ゲートボールとかグラウンドゴルフを例えば大浦の道越グラウンドでやった場合、大浦近辺の旅館の方々にお年寄りを泊めていただくというようなことで、それは今、こう言っちゃなんですけど、お年寄りさんたちがかえってお金を持っております。そういうのを幾らか考えていけば経済の効果があらわれるんじゃないだろうかと、それを求めてみたらどうでしょうかと思うわけです。

旅館でカニを食べて、温泉に入り、スポーツをして、まさにお年寄りにとっては何よりの娯楽だと思うわけですよ。個人的ではなく太良町自体がそのイベントを催すわけですから、もしそれが定着し実現できれば、スポーツの振興につながるのではないかと思います。そしてまた活性化につながるとは思いますけれども、そこら辺は、これは私の理想ですけどね。こういうことを、もっとお年寄りを大切にするためにも、そういったイベントをやってみてはどうかと。それは私が考えていることですけど、その辺はどう感じられますか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、山口議員が提案していただいたのは、本当に太良町にとっては、これはいろいろな面での波及効果があると思います。ですから、町のそういった協会、ゲートボールとかグラウンドゴルフの協会あたりも多分つくっておられると思います。そこら辺と協議をしながら、そしてまた県のほうにもこういう協会があると思いますので、そういったところとタイアップして、こういう大会が実現できないかというようなことで関係課において協議をしていただいて、できれば本当に早い時期にこういった大会を開催できるように協議してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

この話は、大体民間でもやっているわけですよ、金もうけのために。要するにツアーを組むわけですよ。イベント屋がおるわけですよ。そして、旅館、ホテルから幾らかリベートをいただいて、自分たちでつくって、それで県大会、何とか大会とかつくって、とにかくその町に呼び込むと。それで、それを定着させて、そういったツアーを組んで、それはもうゲートボール、グラウンドゴルフに限らず、どんなやつでもいいわけですよ。どうにかして集客といいますか、太良町に呼び込むという考え方をいただいて、ひとつスポーツでの振興、そしてまた町の活性化づくりを目指していただければなど、そのように思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

2番通告者木下君、質問を許可します。

○12番（木下繁義君）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

4点の中で、まず1点目、学校の状況についてでございますが、この中で、町内の小・中学生の学校での生活状況、それから小さい2番目に、太良高校存続運動の現在の状況について、それから大きな2点目、定住促進対策についてでございますが、まず小さい(1)が、定住促進条例が施行されて半年が経過したが、現在までの支給状況等についてお尋ねをいたします。

○議長（坂口久信君）

木下議員、1番だけで、また次のときに。

○12番（木下繁義君）

そしたら、まず1点目の学校の状況について、町内の状況をお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

木下議員の学校の状況についての1番目、町内小・中学生の学校での生活状況についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、近年の青少年をめぐる状況を見ると、青少年による凶悪犯罪の多発、薬物乱用の低年齢化等、青少年をめぐる問題は一層深刻化し、大きな問題になっています。学校生活においても、いじめや不登校、校内暴力等の生徒指導上の問題は依然として深刻な状況であり、日常の生徒指導もさらに複雑かつ多岐にわたることが指摘されています。

このような状況に一学校だけの力では十分に対応できるものではなく、子供たちの健やかな成長、発達を目指すために、学校と家庭や地域との連携融合による取り組みが行われていることは必然的なものと考えております。

太良町では、都市部と比べると児童・生徒は落ちついた学校生活を送っているものの、基礎学力定着の問題や日常の生活上の軽微な問題は存在している状況でございます。また地域は、これまで町教育委員会のさまざまな取り組みや地域行事での地域の取り組みなどの成果もあり、その教育的機能を維持してきております。しかしながら、今後の社会の大きな変化に対応していくために、これら教育的機能をさらに充実、発展していく必要があるかと考えました。

そこで、平成19年度から県教育政策課、藤津教育事務所、県教育センター、町教委及び町内全学校の連携による太良町豊かな人間力形成事業に取り組んできております。

事業内容といたしましては、学校・家庭・地域融合による教育活動の工夫・改善、太良町民全体へ共同、共有の意識を高めていく活動を通じた家庭、地域の教育環境づくりでございます。大浦校区では、大浦っ子ひっきゃで子育て語ろう会を開催、講師に大村共立病院副院長、精神科医の宮田先生をお招きして、「子育て中の大人が元気になるために」の講演、多良地区では子育てフォーラム多良「くれよん」を開催、講師にスクールカウンセラーの江崎先生による「子どもの育ちをどう支えるか」の講演会を実施しております。

また、青少年育成町民大会におきましては、基本的な生活習慣や学習習慣の定着度との相関を調査分析し、町民に向けて生活習慣100点運動の有効性について等をアピールしてきたところでございます。

校内ではスクールカウンセラー、スクールアドバイザー、心の教室相談員を配置し、児童・生徒、保護者、教職員への助言指導、また悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげるための相談活動に当たっていますので、穏やかな学校生活を送れているのではないかとというふうに思っております。

ここで、町内小・中学生の最近の活躍ぶりということについて、二、三紹介をさせていただきます。

これは12月4日付の佐賀新聞でございますけれども、中学生人権作文コンテスト県大会の入選作が発表されております。1万8,000人の応募作品の中から、最優秀賞2点が選出されましたが、そのうちの1点、こちら半分、全部使ってですけれども、多良中学校3年、川下美樹さんの「神様の贈り物」、そしてこちら側の半分は、もう1点の最優秀賞、大浦中学校3年生の中島美咲さんの「「いじめ」…それは…」が紹介をされているところでございます。

中学生とは思えないほどの温かく、しなやかで、強靱な精神があふれておまして、その豊かな人間性に胸を熱くしたところでございます。かくもすばらしい子供たちをはぐくんでいただいております太良町民の皆様、この席をかりてでございますけれども、心から感謝を申し上げる次第でございます。

10月には、中学生英語暗唱大会で大浦中学校が学校賞を受賞いたしました。これも快挙と言っていると思います。11月には、「わたしたちの暮らしと農業」作文・図画コンクール、その作文の部で多良中学校が学校奨励賞を受賞しております。

文化面ばかりではなく、スポーツ面においても、同じく11月には県中学生ソフトテニス新人大会で多良中学校女子が58校の頂点に立つ優勝という快挙をなし遂げております。ちなみに、指導者は環境水道課の土井課長でございます。

この小・中学生の活躍の中に、お尋ねの生活状況というものが見えてくるのではないかとということで御紹介をさせていただいたところでございます。

2番目、太良高校存続運動の現在の状況についてお答えをいたします。

まず、経緯から申し上げます。平成20年3月25日、佐賀県教育委員会が佐賀県立高等学校

再編整備第2次実施計画素案を決定いたしまして、生徒の減少に伴い、太良高校も1学級減が見込まれ、鹿島実業高校との再編統合が適当との再編整備実施計画素案を発表いたしましたところでございます。

早速、太良高校存続期成会を立ち上げまして、魅力ある太良高校として存続するよう、県の川崎教育長と意見交換を重ね、また、趣意書を知事、県議会関係、県教育委員会に提出をいたしまして、県に強力に働きかけてまいったところでございます。

県は、これを受けまして9月11日、県立学校再編整備室より太良高校の新しいタイプの県立高校への改編について検討試案を発表されましたので、太良高校存続期成会において、この検討試案を慎重に協議し、同意をしたところでございます。

11月18日には、県教育委員会は佐賀県立高等学校再編整備第2次実施計画案を発表いたしましたので、早速12月1日、町内の各種団体代表者等にお集まりをいただき、太良高校存続問題に係る経緯及び改編、改編後について御協議をいただいたところでございます。

議員御承知のとおり、今後は会の名称を新たに「新生太良高校をつくる会」と称し、組織体制を整え、地域密着型の魅力的な太良高校づくりを推進していくことが確認されたところでございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

教育長のほうから、るる多良、大浦中学校生徒の朗報を伺って、大変喜ばしいことと拝聴いたしました。

ところで、11月21日ですか、報道で学校いじめ10万件とか暴力行為過去最多とか、11月27日は県内も暴力増加が108件とか、こういった状況の中で、例えば多良、大浦小・中の中にいじめとか、それから暴力行為ですね、そういったことは現在の状況としてあっているか、いないか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

今紹介いたしましたように、1,000名の児童・生徒諸君が集団生活を営んでおりますので、無菌状態ということはありません。何らかのトラブルというのは日常的に生起しているということは事実でございますけれども、それほど大きな問題行動というのは発生をしていない状況で、大変私たちとしては喜んでいるところでございます。

遠くないところ、都会じゃなくても、県内におきましても、佐賀市あたりでは、授業中に生徒が立ち歩く状況を何とかして改善しなくちゃいかんというようなことで、その対策に立ち上がったというような新聞記事等も出ておりましたけれども、町内の学校においてはそのような状況はない状況でございます。

11月には3校についての学校訪問、これは毎年度恒例なんですけれども、その中で、多良

中学校にしても大浦中学校にしても、その参観される藤津教育事務所の先生方が驚かれるほど、これが中学生かというほど非常に伸び伸びとした勉強ぶりを示してくれまして、先生方も本当に喜んでおられた状況でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

ただいまの答弁で大変うれしく思っております。

次に、町内の小・中学校の現状といたしまして、不登校生がいるか、いないか、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

この不登校というのが常に流動的なんですよ、数というのが。ですから、何年度調査ということはもちろん持つてはいるんですけども、余り意味をなさないということでございますので、現状の状況を紹介したほうが一番お尋ねの件のお答えになろうかというふうなことでございますので、現在の状況を申し上げておきます。

まず小学校なんですけれども、2つありますが、1つの学校については、ここずっと不登校も保健室登校もゼロです。これは大変すばらしいことですね。そういう状況というのは、なかなか小学校であっても、そういう学校というのは数少ないと思います。これは非常にすばらしい。

もう1つの学校なんですけれども、これは1学期の間は2名おりました。ですけれども、2学期になってから、そのうちの1名がずっと学校に来ております。ですから、今のところ1名ですね、1名がなかなか来られない状況であるということでございます。

それから、中学校でございますけれども、中学校も1つの学校は、これは小学校と比べて中学校でゼロということは本当に珍しい状況なんですけど、1つの学校についてはずっとゼロでありましたけれども、少し心配かな、気がかりかなという生徒さんが1名おられるということの報告を受けている状況でございます。それにしても非常に数が少ない。

もう1つの学校なんですけれども、全く学校に来られないという完全不登校と言っておりますけれども、その生徒はおりません。ゼロですね。時々来られるという生徒さんなんですけど、4名と言うべきか、5名と言うべきか、と申しますのは、各学年に一、二名ずつの4名というのが今不登校の傾向にある生徒さんです。もう1人については、やや不登校ぎみという生徒さんですね、カウントして5名にしなくてもいいかなというふうには思いますけれども、もう1つの学校については4名の生徒さんが不登校状況にあるということです。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

不登校も非常に少ないというような報告を受けて、ありがたいことでございます。

そこで、さっき多良中の川下さん、大浦中3年の中島さんですかね、これは新聞にも12月

7日に出ておったように、非常に喜ばしいことでございます。

それと、中学校だよりということで年間に何回か発刊をされて、私たちにも学校の生徒状況、活動ぶりなんかを報告いただいておりますところでございます、それは大浦中のほうからいただいているわけです。多良中も恐らくそういった活動をされていらっしゃるというふうには思うんですが、そこで私は校長先生に、せっかくこういった活動の詳細にわかる喜ばしいことは多良のほうも、私たち大浦の議員も5人しかおらんけん、一緒に同封してでも状況を、中学校だよりを発刊していただければありがたいというふうなお話をしたところでございます。それで機会があれば、教育長のほうもその辺について頭の中に入れておいていただければ大変幸いと思っておりますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

次に、この高校問題でございますけど、太良高は昭和52年に創立されて現在に至っておりますが、20年3月末に県の教育委員会のほうから生徒減に伴い再編整備計画案が発表されて、その後、4月に太良高校存続期成会ということで発足をし、町長初め関係各位の努力によりまして、11月19日に新聞で太良特別枠を新設し存続という報道がなされて、教育長が報告をされましたように、12月1日、新生太良高校をつくる会というようなことで発足をし、非常に喜びとするところでございますが、こういった報道はいいでしょうけど、不登校、発達障害児、高校中退等を特別枠で受け入れ、太良高校と多良・大浦中学校連携型中高一貫教育は21年度で終了するというようになっているようですが、県の南西部に位置する太良高校として、県内からの通学対策がどのように進展するか、これが大きな問題であろうとも思います。

それから下宿等においても、今後どのように整備がされるか、地元の理解と協力が必要であるのはもちろんですけど、当然、総論では理解しても各論に、さあ、いざ下宿といったことになれば、なかなか受け入れがたい問題じゃなかろうかというふうに思うわけですが、その辺についても今後検討を詰めていかれると思っておりますが、そういったこれからの概略の考え方もいいと思っておりますが、考え方があれば答弁をいただければありがたいと思っております。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、新生太良高校ということで私たちにとりましては大変期待をする高校ができるということで、私たちは太良町挙げてこれに取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っております。何しろ日本全国でも恐らくこれほどの柔軟なカリキュラムを持った高校というのは珍しい高校になるだろうというふうに思っておりますが、まだだれも踏み込んでいない課題への挑戦ですから、課題も多々あるかと思うんです。それで、準備期間も相当ありますので、その間に県教育委員会、あるいは太良町民の皆さん方、しっかり慎重に検討しながら、この課題克服に努めていかなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。

そのうちの一つの課題が、御指摘のように通学問題ですね。今度の特別枠で募集する生徒さんについては県内全域からというふうになりますので、当然、唐津方面から、あるいは鳥栖方面からも、ぜひ太良高校に行ってみたいなという希望の生徒さんがおられるはずですので、そういう方々への対応ということも考えなければいけないだろうと思っております。

1つは、通える範囲、鉄道沿線ですね、ここらあたりの生徒さんについては、少し始業時刻をおくらかしてでも対応できる体制ができないかなというようなことも考慮に入れておられるようです。あるいは、そういう手段を使ったにしても通えないという生徒さんについては、やっぱり下宿等の方法を考えなければいけないだろうというふうに思っておりますので、さあ、下宿を引き受けてくださる方を、これからやっぱり体制づくりとして考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

新生太良高校をつくる会に御案内を申し上げた方が、この前91名、そのうち五十数名の方に来ていただきましたけれども、ここにたくさんの方々がお見えいただいておりますので、体験活動の中身を検討していただくということはもちろんなんですけれども、そういう下宿等の対応をどんなふうに進めていったらいいのか、そういう諸課題についてもここで十分話ができていけばいいかなというふうに思っているところでございます。まだ時間がありますので、じっくりそこらあたりは準備をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、それとは別に地域運営学校というものが組織される予定になっております。それは学校経営に地域も参加するという、そういう組織でございますので、そういう中でもこれは十分検討されていくべき課題だろうというふうに思っているところです。

以上です。

○12番（木下繁義君）

教育長の詳細にわたっての説明で時間がどんどんどんどん過ぎておりますが、簡潔に要点だけをお願いしたいと思います。

次に、ゆたたり奨学金ということで平成15年4月より、太良高校生の各学年ごと成績、素行の優秀な生徒に5人ずつ15人と、前期、後期に分けて人選して1人60千円、年間900千円の振興会よりの支給があつておるわけですが、20年度まで6年間、5,400千円ですか、そういった支給がなされているわけですが、現在においてその波及効果といいますか、成果といいますか、どのような状況下にあるか、その辺、簡単に結構でございますので、御答弁いただければと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

学校側から聞いております状況では、非常にそれを目当てによく勉強する気風が育つてますよというようなことですので、成果は十分上がっているんじゃないかなというふうに思

いますが、ただ、志願者増というようなことにまではつながっていないという状況ですので、ここあたりはまた検討せんばいかんだろうなというふうに思っております。

○12番（木下繁義君）

この件について、やはりもらう人は喜びでしょうけど、みんなに幾らでも平等にいただけないだろうかというような声がありましたものですから、ちょっと今お尋ねしたようなわけでございますが、今後の考え方として、23年度から新生太良高校が創立をされますが、今後の考え方として、同じくこのゆたたり奨学金を継続されるにしても、今までどおりに何名かの人に支給されるのか、それとも、お祝い金として太良高に入学される人に幾らでも平等に支給するような考え方、その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

これにつきましては、教育振興会というもので協議をされながら検討されておりますので、そこで十分検討されていくだろうというふうに思っております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

2点目に進みたいと思います。

定住促進条例でございますが、当初10,000千円予算を組んだと。9月補正で20,000千円を補正したというようなことで、このように盛会に進んでいるということは喜ばしいことでございますが、この利用について、町外よりの太良町に入居、入所といたしますか、新しくつくられたような人が何名いらっしゃるか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待ってください。木下議員、2番目も3番まで一応読んでいただいてから。

○12番（木下繁義君）

2点目に入ります。

定住促進条例が施行されて半年が経過したが、現在までの支給状況等についてお尋ねしたい。(2)町営住宅の入居基準について問います。3番目に、野崎分譲住宅の現在の状況についてお尋ねしたいということで、1番目お願いします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の定住促進対策の質問につきましては、それぞれの担当課長に答弁をさせます。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

2点目の定住促進対策についての質問にお答えします。

1番目の現在までの定住奨励金の支給状況については、11月30日現在で11件で12,250千円となっております。内訳が、持ち家奨励金が8件の9,000千円、転入奨励金が3件で3,250千円でございます。

以上です。

○建設課長（川崎義秋君）

2番目の町営住宅の入居基準についてお答えします。

町営住宅は、公営住宅法に基づき入居基準等を定めております。

町営住宅の目的は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することにあります。このため、一般世帯の場合の入居資格は、現に同居し、または同居しようとする親族があること、そして、現に住宅に困窮していることが明らかな者で、公営住宅法で定める収入が月額200千円を超えないものとなっております。

以上です。

○財政課長（大串君義君）

3番目の野崎分譲住宅の現在の状況についてお答えいたします。

野崎分譲地は全部で23区画ございますが、平成11年度の分譲開始から、これまでに全16区画を分譲し、残りは7区画となっております。

これまでも分譲促進に向けた広告や申込条件のたび重なる緩和等を行ってまいりましたが、思うように分譲が進まない状況にございます。また、今後は景気の悪化に伴い、なお一層分譲が難しくなるのではないかと懸念をいたしております。これまでに分譲地を御購入いただきました方々との不均衡がなるべく生じないよう配慮しながら、どのような方法があるのか、今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

るる担当課より説明をいただいたところでございますが、入居者の家族構成がわかれば教えていただければと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

この中の2番目ですかね。（「いや、1番目」と呼ぶ者あり）1番目。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

現在、補助金の実績として、申請の段階ですけれども、転入が3件、持ち家が8件です。世帯の人員としては合計で39人ということで、補助金の合計額が12,250千円ということで大まかに把握しております。

○12番（木下繁義君）

はい、わかりました。こういった定住促進条例まで制定して、町民の人口減、過疎化防止といいますが、そのような事業を催されている中で、百武町長時代にも私質問をした経緯がありますが、やはり町民の声として、町職員が何で太良からよそに出て太良に勤めるかと

いったことをまた聞くわけでございまして、区長会あたりでもそういった話も出たということで、百武前町長の時代に、18年ですか、そういった質問をしたわけでございますが、例えば、太良町の税金ば給料としてもらって他市町村に税金として納めるのを、これは当然と思います。一番考えてもらわにゃいかんということは、この交付金の算定基準と申しますか、人口に対する交付金がいただけないということが、町民の中にもそういった内容を理解されている人のお話だと理解しております。

そこで、19年度で20億円ぐらいの交付金を太良町にいただいているわけでございまして、この交付金の算定基準というのは、概略一定基準財政需要額とか面積とか町の税収に対する算定基準等があるかと思いますが、小学校、中学校、園児、それから一般町民、そういった中身がいろいろ違うと思いますが、どのぐらいの比率でなされているか、教えていただければと思います。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

地方交付税につきましては、基準財政需要額の中に先ほど言われました人口、面積、65歳以上の高齢者の人口とか世帯数、戸籍数とか、いろんな係数に基づいて算定をされております。簡単に人口1人当たり幾らとか、小学生、中学生1人当たりとか、なかなか数字というか、計算が入り組んでおまして、これだという数字はなかなか出てこないわけですけれども、ちょっと概略で申しますと、現在、平成20年度の算定では人口1人当たり98千円ほど算定をされているということです。

小学生ですけれども、児童1人当たりは約40千円、中学生になりますと約36千円、あとほかに児童数、生徒数だけじゃなくて、学級数とか学校数とかいう測定単位もございまして、そこら辺を加えればもっと大きくなるかなというふうには思いますけれども、概算でそういう状況でございます。

○12番（木下繁義君）

今皆さんがお聞きのような状況でございまして、聞くところによれば、町職員が町外から十数名の方が勤務されておるといような状況でございまして、そういった内容から申しますと、1戸当たりの家族が例えば3人にしても結構な人数になろうかと思えます。それでまた交付税にしても、ある程度の金が入るといようなこともありまして、今すぐ太良町に戻れといようなことも酷ですから、今後の職員の採用条件といえますか、申し合わせといえますか、今後職員の採用について町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

この件につきましては、こういうふうな不景気になりますと住民の感情もある程度推察をいたしております。—————〔発言取り消し〕—————

これは太良町だけじゃなくして、せんだって町長例会の中で各町長から、議員おっしゃるとおりに、いろいろそういうふうな問題が惹起しておるといふことで、ある一例を申し上げますと、嬉野市の女の職員さんと白石町の男の職員さんがごく最近結婚されたと、住まいは鹿島ということ、ちょっとこういうこと、いろいろ問題のありよとばいというふうなことで、太良町しかり、いろいろ各市町村でも問題等があるようでございます。

太良町につきましても、町内におりまして鹿島の市役所、あるいは嬉野の市役所に、大体皆さん考えていただければわかると思いますけれども、そういうふうで他の市町村の役場にも、あるいは市役所にも通勤をされておる状況でございますので、できるだけ今後は若い職員につきましては町内という形で、強制はできませんけれども、状況が状況だから、できるだけ町内に移住をしてくれというふうなことは要望していきたくて考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

そういったことで、ひとつ町民の安心するような政策をとっていただければ非常に喜ばしいことになろうかと思っております。

次に進みます。

3点目の合併浄化槽推進について、平成20年度で方向性を決めるとのことであったが、どのように進捗をされているか、それについて質問をいたしたいと思っております。

○町長（岩島正昭君）

3点目の合併浄化槽推進についてお答えをいたします。

現在、太良町下水道等整備基本構想検討委員会において基本構想の見直しを行っておるところでございます。

今月2日に開催されました検討委員会では、今後の方向性としては、家庭用合併浄化槽の個人設置事業での整備で決定しておりましたが、そのために何らかの推進方法が必要ではないかとの意見が出たところでございます。

県内では、2市2町が独自で合併浄化槽の設置時に上乗せ補助を行っておりますが、太良町においても推進のためには上乗せ補助など何らかの方策が必要との意見が出され、整備期間や上乗せ補助額などの方法について、活発な議論がなされたところでございます。

整備期間については、一定の期間を定めて、これを推進することとし、上乗せ補助等を実施する場合は、周知期間を半年から1年程度とることとして、その金額については、財源を含め、今後さらなる検討が必要であると考えておるところでございます。

また、現在集合処理を実施している竹崎漁業集落排水の料金についても、浄化槽設置者の

年間維持管理費とのバランスが図れる程度の見直しが必要ではないかとの意見も出されましたので、今後、検討委員会での意見や御指摘を踏まえながら、下水道料金の活用も含め、さらなる検討を行い、浄化槽の整備が推進されるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

この合併浄化槽の推進について、さっき申しましたように、町長は20年度施政方針の説明の中にも、潤い太良、快適な生活環境の町、住民ニーズに対するサービスの提供等によって、町政運営の指針を申されたわけございまして、住みよい太良町、文化生活のできる町、町民の豊かさ、幸せを目指して、執行部、議会ともに努力しているところでございますが、本町の浄化槽の普及のおくれは際立って、県下でもしりから2番というような状況ございまして、私も昨年12月でありましたか、質問をいたしまして、町長の答弁で20年度は何とか方向性をつけるというようなことございまして。

その後、余り朗報が出なくて、住民のある人から、あれはどがんなりよっとかいというようなことも聞きまして、今回の質問に至ったような状況でございますが、先ほど答弁をいただきましたように、委員会も開催されて内容を伺った次第でございますが、やはり前申されておるように、上乘せについては、検討委員会で検討も大事でしょうけど、まず、たたき台としてどのくらいというような町長の決断といいますか、判断材料として、このくらいでやりましょうといった方向性じゃないと、協議ばかりやとってなかなか進展につながりにくいんじゃないかと、大変申しにくいような話をしておりますが、そのように私は思うわけでございます。

それで、ぜひひとつ、県下でもケツから何番と言われるようなおくれをとらないように、白石あたりもしりから3番ぐらいにおったんですが、やっぱり大きな推進をされて、年間100基というようなことでどんどん伸びているような状況でございますので、極力その辺の方向性について、きちっと町長の決断でやっていただければ大変ありがたいと思いますが、もう一遍お願いします。

○町長（岩島正昭君）

細部につきましては、せんだっての下水道の構想検討委員会の中で、まず他の市町村とのお話、補助等を発表しております。できるだけ、期間をずるずるとはできないから、約10年ぐらいをめどに何とかできないだろうかということで、まず、それは莫大な金が要りますから、さっきも答弁をいたしましたとおりに、何とか下水道基金を利用したい。今のままでいくと、竹崎の支払いでも平成42年で約4,000千円残ってしまうと。だから、そこら付近の利用料金の見直しをやっていただいて、そして、こちらのほうに基金を利用させてもらったらどうかというふうな御意見等もございました。

私が試算をいたしましたところ、今現在、未設置が2,100世帯ございます。よそ並みに

ちょっと計算をしましたところ、仮に上乗せ補助が100千円、これは佐賀市でございますけれども、5人槽でまず計算したわけでございますけれども、全部やるには210,000千円要ります。これはあくまで5人槽で計算いたしております。あと、鳥栖市が112千円の上乗せでございますから、これを2,100世帯しますと235,200千円要ります。あと、仮に200千円、これは200千円もよその市町村はございませんけれども、200千円の場合が420,000千円で、白石町が268千円、上乗せをなさっております。これで試算をいたしますと562,800千円要ります。玄海町は皆さんたちも御存じのとおり、原発資金等々で豊富でございますから、これは全額補償でございます。玄海町が5人槽で上乗せ補助が558千円、これを掛けますと1,171,800千円というふうな財源が必要になってきます。

だから、そこら付近を、私はこの前の検討委員会の中では100千円ぐらいというふうな提案をいたしましたけれども、もう少し何か上乗せできないかというふうな要望等々もありましたから200千円という線も、よその町村ではなかったですけども、一応試算をいたしたということで、今後、検討委員会も年明け早々でもまた開催をいたしまして、ここら付近を煮詰めていきたいと、かように思っております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

町長が今るる説明をされましたけど、私も白石町あたりに行って内容を尋ねたところでございますが、現在5人槽で約680千円すると。それに、国、県、町の補助が3分の1、3分の1で332千円と。それで、この5人槽に対して白石町の上乗せが、さっき町長が申されましたように268千円ということですね。そしたら、設置者の負担金が80千円で済むというような状況で、年間100基の推進を図っておられます。

それから、5人槽が普通でしょうけど、7人槽で大体900千円の予算が要るわけございまして、それには国、県、町は414千円の補助金ということで、個人負担が200千円で済むというような状況でございまして、2,100基の総予算を町長は申されましたけど、10年間100基ずつやって20年間かかると、概略ですね。全部されるか、されないかわかりませんが、しかし、10年をめぐりに、例えば200千円でも一律にされるか、槽によって段階を持ってされるか、その辺は検討委員会で検討していただければ大変ありがたいと進むんじゃないかというふうに思います。

有明海の再生もしかり、やっぱりこういったことを太良町、大浦あたりも漁業に面して生活しております関係上、それから、太良町の高齢化率も28.何%ですか、28.3%というふうに、4人に1人が高齢者というようなことで、非常に、一時は金は要ったといいますけど、毎日の生活の必需品として、トイレは行くと。それで、一番これが文化生活の基本じゃなかろうかと、漁業集落の、結果の年寄りさんたちのお話を聞くんですよ。そういったことで、いまだに使ってられない方は、そう不自由はないでしょうけど、これを実際推進されて、

新しくなれば、ああよかったなというような結果が出ると思いますので、ぜひひとつ推進をよろしく願いたいと思います。

次に、もう時間がございませんが、4点目の火葬場新築について、現在までの状況をお尋ねいたしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

4点目の火葬場新設についてであります。前回の9月議会における山口巖議員からの一般質問の答弁で、杉谷区より条件付きの同意を8月5日にいただいたことまでを御報告しておりましたが、その後の経過についてお答えをいたします。

9月29日及び10月7日の2日間にわたり、栄町区に対し火葬場建設の説明会を開催いたしております。

説明会においては、検討委員会で決定したエリア内で無煙無臭の最新設備を備えた火葬場を建設する旨を御報告いたしましたが、栄町区よりエリア外に建設してほしいとの要望がっております。そのため、10月15日に検討委員会を開催し、栄町区の要望を検討しましたが、当初のエリア内での建設を行うことが適切だとの委員会の結論をいただき、10月31日に再度、栄町区への結果報告と協議を行ったが、栄町地区の御理解をいただくことはできませんでした。11月10日に再度検討委員会を開催し、栄町区の説明会の結果報告をいたしております。

検討委員会としては、委員会と栄町区との協議を行いたいとの意見をいただき、栄町区へ委員会との協議の申し入れを行いました。栄町区としては先進地視察等を行い、区としての協議を行う時間が欲しいとのことで、委員会との協議は実現いたしておりません。

今後につきましては検討委員会に協議をお願いして、火葬場の建設を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

る説明を受けまして、内容はある程度理解できますが、今までの場所は杉谷地区とありますが、今まで先代の先輩たちが地元との協議を密にしてやっどできたと。そして、中で改修をされまして現在に至っているわけですけど、こういった今の時代に、時代おくれの火葬場はないような気がします。私たち視察にも行きまして、執行部の方も視察に行かれ、地元の方も行かれて、ある程度理解ができたんじゃないかならうかと思いますが、聞くところによれば、今までは何の抵抗もなく理解してきたと、しかし、今回の新設においては、ないがしろにしてもろうたからとかいうような意見もちょっと聞くわけですよ。その程度で、この大きな事業がいかげなものかと、そいけん栄町の全部の総意か何か、そこんたいは知りませんが、私たち太良町の老連としてもいろいろな協議をして、そして町長あてとか、議会あてに、ぜひ早くつくってくださいというような陳情が出ていると思います。

そこで、今同意がなされていない地区の方においても、建物が見えるとか、いろいろな条

件があろうかと思いますが、その辺は見えないように、例えば、木でいかならブロック塀でもしてもよかやっかんだというような話もしたような状況でございます。

そこで、今後、相手方がどの程度で理解していただくか。これはもう検討委員会初め、執行部の努力によってできるものか、できないものか。今後の大きな課題と思いますが、何しろこの問題が惹起してから5年ぐらいかかるわけですね。それで、あっちこっち視察もされて今日に至っておるわけですが、やっぱりある程度は、話し合いは十分必要と思いますが、見切り発車ということも最終段階には考える必要があるんじゃないかなろうかというふうに思うわけですよ。

それで、ここで答弁を云々ということは申しませんが、そういった面で、再三検討委員会とか地域に足を運んで、玄関払いを何回食ってもやっていただくというようなことが大事じゃないかなろうかと思います。場所ば移動せろて、とてもじゃないかと。今までやって適当なところが見つからないのですから、また見つかったも、そこが承諾せんのですからね。今のところ、町としても既存権というものもあっと思いますよ。それで、私は前も言ったと思いますが、私が町長ないば、直せと言うたないば、補償金ばやれて言うばいというふうな、私の個人の意見ば言うて笑ったことがあります。

そういったことで、ひとつ努力を精一杯やっていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○町長（岩島正昭君）

私の解釈としては、栄町区全体の反対の意見ではないと解釈しております。これは、この議会の場で申し上げます。

それと、杉谷区の方につきましても全部賛成じゃないんですよ。やっぱり、いまだかつて区長さんが大変板挟みになって、区長さんの権限で、もうしょんなかやっかいということで、区のある程度の意見の方、反対の意見の方を調整していただいて、ようやく同意という形をいただいております。

それともう1つは、反対の意見が何かと申しますと、煙の来っけん、においのすっけん。それは、今新型で無煙無臭の機械にするから解消するわけですよ。だから、それは反対意見には私はならないと思っております。

もう1つは、3点目としましては、ある特定の地区の施設じゃないんですよ、火葬場というのは。これは太良町全体の施設だということで、ぜひとも栄町区の皆さん方にはそこら付近の意思を酌み取りながら、一日も早く御協力、いい返事をお待ちしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者見陣君、質問を許可します。

○7番（見陣泰幸君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、行政改革について、課の統合について質問します。

町長も就任されて余り長くはないと思いますが、今後の課の統合はどう考えておられるのか。そして、課の統合による住民サービスへの影響はないのか。現在、課の統合が余り進んではないと思います。住民サービスに影響があつて余り進んでいないのか、質問します。

そして2番目に、今までにない住民サービスを提供する考えはないのか、質問します。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員の1点目、行政改革についての1番目、今後の課の統合の考えについてお答えをいたします。

平成20年度に土地改良課を廃止して、既存の係を建設課に、農業委員会を農林水産課に、給食センターを学校教育課に、大浦支所を町民福祉課に、それぞれ編入をいたしております。そのほか係の整理と統廃合もあわせて実施をいたしております。

長年、太良町役場は複雑多様化する行政ニーズに対応するために、課や係を必要に応じて改編しながら対応してまいりましたが、昨今の厳しい行財政状況は職員数の削減を要請しております。そのため、平成20年度の機構改革はこれを踏まえて課と係を統合し、組織のスリム化を図ったものであります。

このように職員削減を実行している最中にありましても、杵藤地区広域市町村圏組合の介護保険事業所や佐賀県後期高齢者医療広域連合へ、それぞれ1名ずつ職員を派遣いたしております。さらに、平成22年度には佐賀県西部広域環境組合、佐賀県滞納整理推進機構へも職員を派遣しなければならないこととなっております。

職員の定数削減と広域行政への職員派遣によって、町立太良病院を除く一般職員は平成17年度が101名、平成22年度の想定は92名で、実質9名の減少となりますので、人事管理と組織運営につきましては非常に厳しい状況になることが予想されます。したがいまして、限られた人材を有効に活用することを念頭に行政機構の見直しを検討しなければならないと考えております。今年度中に職員有志のプロジェクトチームを編成し、鋭意検討に入る予定でございます。

次に、課の統合による住民サービスの影響についてお答えをいたします。

課の統合は、窓口の減少を伴います。また、決裁権限が少数の管理職に集中するために、これまでの行政事務の手法では事務処理の所要時間が延びる可能性がございます。住民の皆様様に速やかにサービスを提供するためには、決裁権限の再検討や事務の効率化、行政事務の電子化等を推進していく必要があると考えております。このほか、業務の取り扱いの範囲が変わりますと、窓口においでのお客様が戸惑われることもあるかと思いますが、そのようなときの接客は住民サービスの基本と考えますので、職員のマナーの向上もあわせて指導をしていきたいと考えております。

2番目の新しい住民サービスについてお答えをいたします。

行政改革の本旨は、まさに議員御指摘のとおり、合理化や縮小、廃止の議論どめでなく、真に必要な事業は実行しなければなりません。今求められている住民サービスは、1に産業振興、2に定住促進、3に窓口業務の充実と私は認識をいたしております。

財政状況は厳しく、サービスを行う職員数は減少する一方で、住民の皆様のニーズは多様化しております。一朝一夕にこなせる課題ではございませんが、皆様の御指導、御鞭撻を仰ぎながら職員一同努力する所存でございますので、今後とも御指導方よろしく申し上げます。

○7番（見陣泰幸君）

まず、課の統合のことですが、いろいろ視察に行きましても、あちこちの市町村の役場で、進んでいるところは、太良町の半分まではいかないんですけど、課の統合が進んでいる市町村もあります。太良町のほうもまだまだ今の数では多いんじゃないかと思うんですけど、そこら辺についてどう思われますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、各市町村においてはそれぞれ組織の見直し、太良におきましても平成20年度から実施したわけですがけれども、組織については私たち毎年見直すような方向づけを持ってしております。私たち20年度に実施したわけですがけれども、これがベストとは思っておりません。毎年、組織については見直しをしないといけないと思っておりますので、今回も、先ほど町長が答弁しましたとおり、プロジェクトチームを編成して、鋭意勉強会を重ねて、組織の見直し、柔軟な組織の編成を行えるようにしていきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

課の統合については、やっぱり年度をできれば、何年度までにどれくらい減らすとか、そういうめり張りのきいたやり方もあるのではないかと思いますけど、そこら辺の考えはどうですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

前回、町長が組織・機構を見直すときも、平成22年度中まで、私の1回目の任期中には

どうしてももう1回はしたいという話がありましたので、そういうのを目標に持って私たちも鋭意検討を重ねていきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら次に、今までにない住民サービスに入りますけど、今、庁舎の受付係ですね、こちらで現在どういうふうに受付係を配置されているのか。そして、今後どういうふうにしていかれるのか、そこら辺をちょっと質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたときに、接客は住民サービスの基本ということで町長からも常々言われております。私たちも総合窓口というのは設けておりませんが、まず、住民が最初に入って目につくところは、町民福祉課のところが一番の窓口かと思っております。そこで、総合窓口というのを表示しておりますけれども、できるだけ職員については、窓口にお客さんが見えたらすぐ、まず出ていく。それと、通路で会ったり、わからない方がいらっしゃったら、2階にあったら2階に連れていくとか、それとか、職員ができれば窓口のところに1人ずつついていて、お客様のほうを向いて仕事をするようにというふうにも考えてしておりますけれども、今いろいろ試行錯誤しながら努力をしている状況でございます。

○7番（見陣泰幸君）

受付係については、人員の削減もあって厳しいと思っておりますけど、できれば半日なり1人置いて、昼からは次の人が交代しておるとか、そういうやり方は今のところやっていないのですかね。そしてまた、今後そういう考えは持ち合わせはないですか。

○町長（岩島正昭君）

まず、受付窓口の時間延長につきましては、これはもう私が当初公約で申しましたとおりに、受付分については週1回、7時半までですか、延長をしております。人数は担当課長からお客様の利用度については報告すると思っておりますけれども、そういうふうで、まずは週に1回、勤務延長で、あと振りかえという形でやっております。

あとは、各課に受付窓口を廊下、通路のほうに向けて1人ずつ配置をなさないと、これは臨時職員でもいいじゃないかということで、お客さんがお通りになって、やっぱり今通路に対して横向いて座っているもんだから、お客さんがおいでになったってわからんわけですね。だから、1人は正面を見て座ると、そういうふうな検討を今総務課長にさせているところでございます。

あとは総合窓口も検討しておりますけれども、これはどうしてもお客様が、例えば2階の農林水産課においでになったときに、場所がわからんで税務課に行ったり、通路には表示はしておりますけど、そういうふうな総合案内係も検討なさいたいというふうなことを一応指示をいたしております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

特に年寄りで、何人でもおられるんじゃないですけどね、たまにはやっぱり正面から入って、ちょっと行く課がわからんと、そいけん1人、入り口あたりに受付係ですかね、もしできることであればあったほうがわかりやすいと、聞きやすいということですね。やっぱりどこに行っても、聞くのもわからんとという人もいるわけなんですよ。できれば、行政のあれが許せば、そういうところも配慮していただければと思いますけど、今後考えていただきたいと思いますが、どうですかね。

○町長（岩島正昭君）

先ほども答弁しましたとおりに、そういう方向で今検討をさせているところでございます。以上です。

○7番（見陣泰幸君）

そして、今までにない住民サービス等、今もしておられると思うんですけど、例えば各課で町内をパトロールに出たとき、パトロール中に山間部なり、ちょっと民家が少ない場所なんかで町民さんが1人なり2人なり歩いておられるとき、ちょっととまって声をかけるとか、どうですかとか、そういう配慮も住民サービスの一環として今から先は必要になるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の教育についてはどうですか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、議員言われるように、やはりそういった子供とか高齢者の方々のひとり歩きについても、不安を持たれないようなことの声かけをしていきたいと思います。自分が、この人は変なおんちゃんじゃなからうかなと思われんような形で、やはりそこら辺はびしっとした職員らしい対応でやっていくようにしていきたいと思います。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

町としても財政がこういうふうになれば、やっぱり今までにない、体を使うと、見たり聞いたり、声をかけたり、特にこれからはこういう住民サービスですか、体を使った住民サービス、頭を使った住民サービスが必要になると思うんですけど、今からの教育をどう計画されるのか、そこら辺もちょっとお尋ねします。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

議員が先ほどから言われておりますように、確かに今、いろいろ我々自治体を取り巻く環境というのは厳しさの中にまた変化を伴って、いろいろ職員におきまして、やっぱり自分の働く姿勢、それから職員としての意識、仕事のやり方、進め方というようなことで、

マナーも含めてですけれども、住民の方が満足いただけるような住民サービスの対応ですか、そういったこともやっていかなきゃいかんというようなことで考えておりますので、先ほど町長も答弁しましたように、これからもやはりそういう意識を持って、職員がすべての運営において、先ほどの山口議員の質問ではないですけれども、目配り、気配りをしながら対応をしていくようなことをやっていきたいということで考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

やっぱり最終的には、パトロールに出た後、状況が許せば、町まで下んさんないば一緒によかですよとか、そういう配慮もあるのかなと思います。そういう配慮もよろしく願います。

そして、2番目の太良町の情報発信について質問いたします。

太良町の観光案内板の設置状況についてですけど、県内外に太良町の看板ですかね、設置箇所及び内容について、それと設置による効果、効果で数字ではわからないところがあると思うんですけど、設置する前と設置した後の町内への出入りの状況を、見た感じでいいですから、そこら辺について。

そして、今後の設置計画ですね、今立ててあるそのままていくのか、また、看板の太良町内のことじゃなく、町内に事業所がある、そういうところとのタイアップでいこうと、そういう考えはないのか質問します。

○町長（岩島正昭君）

2点目の太良町の情報発信についての質問にお答えをいたします。

1番目の県内外の設置箇所及び内容についてですが、平成11年に県内に5基設置をしており、設置箇所は鹿島市の国道207号浜新方信号付近に歓迎広告塔、同じく鹿島市祐徳神社境内に観光案内板、佐賀市国道444号の嘉瀬新町信号付近、武雄市国道498号の二また交差点地点に、そして、江北町国道34号線と国道207号分岐地点に、それぞれ歓迎広告塔を3基設置いたしております。なお、県外へは設置しておりません。

2番目の設置効果についてですが、サイン設置の効果は多岐に及んでいると考えております。道しるべとしての機能、公共施設への案内機能、観光地域への集客機能、そして、統一したデザインを使用したことによる景観の美化など、太良町の情報発信力を高めることになり、情報発信力が高まれば、町の交流人口がふえ、地域が活性化するものと考えております。

3番目の今後の設置計画については、広域農道全線開通に伴う国道へのアクセス地点への設置や、県道多良岳公園線改良工事等の全線開通時に計画するよう検討をいたしております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

1番目の設置箇所のことですが、これから先、県外への発信は考えておられないのか。

それで、県内もまだふやす計画があるのか、町内には何カ所ぐらい立っているのか、質問します。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず県外、これもやっぱり10年前、サイン工事として一応計画したのが平成10年度に1期工事ということで、これは県のリーディング事業補助金ということで、補助金にのせております。当時、大体1億円近くの事業費に対して、県からリーディング事業補助費ということで44,000千円を交付していただいて事業を進めたわけですが、その後、11年度に、先ほど答弁いたしております町外のほうに主に歓迎広告塔等を設置してございまして、12年度には町内の地区指標を中心に3カ年をかけて大体整備をしております、一応その段階で平成9年度に策定したサイン計画の実施計画は終了したということで解釈をしております。

その後、いろいろな要請、要望等があつて、統一したデザインで建築した関係で、いろいろな要望にこたえて、設置は、例えば県道竹崎上田古里線の外灯の整備とかなんとか一応計画して建設はしておりますけれども、この第1次工事のときに、一応県内に設置したときにも、実は県外のほうへの設置も検討いたしましたけれども、県外の所有者の状況とか、所有者の承諾とかなんとか、非常に困難を来たしましたので、当時、県内を中心に整備をしたということで、今後もサインの機能、費用対効果を考えたときに、道しるべとしての機能、これは10年前と今の状況からすれば、もう既に皆さん方も御存じのとおり、今、情報通信技術というもので非常に発達しまして、個人におかれては車の中にカーナビゲーションというふうな形で、10年前からすればIT技術というのが非常に発達して、その機能自体は若干薄らいでいるのかなということ、ある意味、今後、県内はもちろん、県外にも設置というのは一応、今のところは考えてはいないという状況でございます。

○7番（見陣恭幸君）

案内板の内容についてですけど、今はやっぱり町内の月の引力が見える町、カニ、ミカン、そういうのをしてあると思うんですけど、これは例えば町内の事業者、観光業界とかいろいろありますけど、太良町の看板と、同時にそういう人も附帯事業じゃないですけど、そういう事業者の方たちと話し合いのもとに、どうせ太良町の看板をするなら町内の業者の方たちも一緒に、こういうのがありますよという感じで今後設置されないものか、そこら辺はどうお考えですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この計画を策定したときに、一時的に公共サインを整備したわけですね。その展開としては、できれば今議員おっしゃられるとおり、商業サインのほうもある意味町のサインに基づいた形で、統一したデザイン的な形でということで検討はしてございましたけれども、また

紹介もしてやっておりましたけれども、実現に至っていないというふうな状況でございます。

○7番（見陣泰幸君）

各事業者団体なども代表者なり会長なりおられると思うんですよ。それで、今後やっぱりそこら辺との協議ですかね、話し合いをして、ぜひ町内、太良町の看板を載せるときは、おたくもどうですかという声かけですね。それで、例えば1基幾らというときに、やっぱり業者さんたちが、幾ら出してもいいですから、うちの看板も一緒をお願いしますとか、もしそういう声があれば一緒に立てるといふ、そういう計画、考えはないですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

個人個人の商店に募集をするということはかなり厳しいのかなと、結局それなりのサインですから、主に道路沿いに建てるものでしょうから、かなりの大きさ、大規模なサインになりかねないということ考えております。

先ほど言われるのは、商業サインと公共サイン、結局、広告料をいただいて広告をしたらどうかということでおっしゃられておりますけれども、10年前に設置したサインにも、例えば竹崎等の入り口のところの総合案内板のほうには、そういうふうな意味合いを込めて、一応コマーシャル料をいただいて設置した経緯もあります。まさに民と官の協働でありますけれども、基本的に、それは一応観光PRということで載せてはおりますけれども、民有地に町が立てる場合は全く問題ないんですが、ある意味道路占用を必要とするような、公共団体が所有している、特に県あたりが所有している土地にそういうふうな形の商業サインの設置は今のところ許可されておられませんので、あくまでも公共サインということで限定された地域があるということもちょっと頭の中に置いていただけたらと思います。

○7番（見陣泰幸君）

そこら辺はまだまだ検討の余地があるということですので。

そして、今、情報発信のことですけど、NBC放送、ラジオ放送ですけど、道の駅、主にたらふく館が主になってイベントなんかをラジオで放送されているんですが、やっぱり道の駅だけじゃなく、町の何かのイベント、何かのテレビ、新聞、ラジオですね、各メディアへの行政としての情報伝達、そういう取り組みとか、そういう方法あたりが今どうされているのか、質問します。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

道の駅については企業努力ということではいろいろな方面から働きかけて、主にたらふく館なんかはそういうふうになされているということで、道の駅で行うイベントについては、町、あるいは観光協会、商工会を通じてメディアのほうに流す場合もあります。もちろん夏の恒例行事の太良町納涼夏まつりについても、実行委員の方がSTSとか、あるいはNBCとか

に直接行って、コマーシャル、宣伝をされておりますし、言われる、そのスキッピーですか、NBCラジオの放送車、自動車がたまたま突撃インタビューというふうな形で、町内、今の時期やったらカキ小屋なんかを回られるという状況であります。

公共的、イベントについては、うちから情報は出してもおりますし、出せると思うんですけども、商業ベースでのコマーシャルについては各事業者にお任せしているというふうな状況でございます。

○7番（見陣泰幸君）

各個人のは商業ベースということですけど、やっぱり町内、毎月ですか、1つなり2つなり、何らかのイベントが大なり小なりあっていると思うんですけど、そういう情報伝達の仕方というとは、テレビ、新聞なんかにも各地区たまには載っているときがあるんですけど、行政としてそこら辺の取り組み方ですか、載せる情報を提供して、こういうのを載せてくださいと、そういう取り組み方は今のところどうなんですか、していないんですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員からすれば、積極的な姿勢が見えないじゃないかということで映っているかもしれませんが、ある意味、必要なものについては行政から情報は各マスコミには流していると思います。

○7番（見陣泰幸君）

町民にしたら情報ももう少しというところも、たまには話を町内のイベントで、小さいイベントもたまには言われるんですけど、やっぱりそこら辺も行政はやっているつもりでも、町民の見方がまた違うかなと、そこら辺もうまいとこかみ合わんところもあると思うんですけど、やっぱりこれから先もなるべくわかりやすくやっていただければと思いますけど、どうですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

御指摘の件については十分検証いたしまして、流せる情報はこれから努めて提供はしたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

以上、積極的にお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

4番通告者所賀君、質問を許可します。

○1番（所賀 廣君）

議長の許可をいただくことができましたので、きょう1点だけ質問をさせていただきたい

と思います。町立太良病院の改革についてであります。

1 項目め、改革委員会の構成と今後の活動について。

太良町立病院再建のために、非常にとっても重要な意味を持つ改革委員会であると思います。その委員会の構成に至った経緯と、これからこの委員会をどのような形で運営計画や指針を考え、打ち出していられるのかをお尋ねいたしたいと思います。

それから、(2) 番の改革プラン策定に対する基本的な考え方について。

平成19年6月に第166回通常国会で、財政健全化法成立を踏まえて、総務省より改革へ向けてのガイドプランが提示されたことを機に、太良町でもアドバイザーの経営診断を受けて、総務省の指摘に基づき、今年度中に改革プランを策定することとなっているわけですが、体質改善のために経営形態の抜本的な見直し、経営効率化のために具体的かつ現実的にその数値目標を掲げるなど、数多くの問題を抱えていると思います。

どのような考えを持って、このプラン策定に対処していられるつもりなのか、2つお尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

町立太良病院事業に関する質問については、院長に答弁をさせます。

○太良病院長（古賀俊六君）

所賀議員の町立太良病院の改革についてお答えします。

1 番目の改革委員会の構成と今後の活動についてであります。まず、改革委員会の構成について申し上げます。

改革委員会は13名で構成されております。内訳は、議会から2名、医師会から1名、区長会から2名、婦人会から1名、老人クラブ連合会から1名、民生児童委員会から1名、PTA母親部から2名、身体障害者福祉協会から1名、学識経験者から2名となっております。以上の方々の選任につきましては、町立太良病院に設置されております病院運営委員会の会議において検討し、決定をさせていただいております。

また、改革委員会の今後の活動であります。改革委員会は、その設置目的の1番目が公立病院改革プランを策定すること、2番目がプラン策定後プランどおり病院の実績が上がっているかどうかを点検、評価することとなっております。この2つが主な活動ということになります。

改革プランは今年度中に作成し、総務省へ提出するわけですが、おおむね3年から5年を改革期間とするよう総務省が要請しております。したがって、改革期間中は委員の方々に継続して就任していただき、活動をお願いすることになるかと思っております。

次に、2番目の改革プラン策定に対する基本的な考え方についてであります。総務省は改革プランを策定するに当たり、次の3点を必ず盛り込むように求めています。

1 点目は、経営の効率化です。これは、経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床

利用率等について具体的な数値目標を設定し、それに向かって経営努力をしていくということでもあります。

2点目は、病院の再編ネットワーク化であります。これは、複数の病院の統合とか、あるいは各病院に担当する診療科を分担するといったような内容であります。

3点目は、経営形態の見直しであります。現在、佐賀県内の公立病院はすべて地方公営企業法の一部適用という経営形態をとっておりますが、この一部適用を含め、地方公営企業法全部適用、あるいは地方独立行政法人、あるいは指定管理者制度、あるいは民営化、この5つの経営形態の中から病院の実情に合った形態を選択するというものであります。

以上のような件につきまして、今後、改革委員会において審議をしていただき、決定していただくということでございます。その審議していただくための原案とか資料等については病院で準備していくという形になろうかと思っております。その後、決定内容を町長に対し答申していただくということになっております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

この改革委員会がいよいよ発足したわけですが、この委員会組織の中に入らせていただきました皆様方には本当に重要な役割になろうかという気がします。

元ですが、運営委員会の中に所属をしておられた方々は、病院の内部のことにつきましてもある程度理解をしておられたことと思っておりますが、今回新しくこの改革委員会という中に入らせていただきました方々、いろんな知恵を出し合ってくださいわけですが、院内の組織やその役割、またいろいろな数値を見られても、なかなか理解しがたい部分や事項、内容等が数多くあるのではないかと思います。わかりづらい部分については、詳細にわたって一つ一つ、できる限り具体的にわかりやすく説明できるように、あらかじめプランの素案、また下地をつくっていただいて、この委員会に臨んでいただくことが必要不可欠なことではないかというふうに思いますが、この点についてはどのように考えられますでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、まさしくそのとおりでありまして、病院には病院の専門用語、それから、今回は財政的な問題がかなり多く含まれておりますので、その財政的な専門用語ですね、そういうのがいっぱい出てきますので、その用語等についても解説し、それから数値的なものについても詳しく説明をしながら、委員の方々の理解を深めていただくような形で審議をしていただくというふうに持っていきたいと思っております。

○1番（所賀 廣君）

この町立太良病院の新築開業につきましては、本議会の議決を経て建築、開院という形になったわけですが、当時、この議会に席を置いておられた方には、この改革委員会に入って

いただいて働いていただきたいなというふうな意見も聞くわけなんですけど、特別委員会というふうな考え方もあろうかと思いますが、この辺あわせて町長はどういうふうにお考えになりますか。

○町長（岩島正昭君）

当時の議員には2名入っていただいております。今後、最終的には、るる当初からの見直しという形になろうかと思っておりますから、その節につきましては委員会の中で協議いたしまして、皆さんの御理解をいただいて入っていただくという形になろうかと思っております。

○1番（所賀 廣君）

10月26日に開催をされてから、もう12月のやがて半ばになろうかという中です。この問題は特にスピード感を持ってやるというのが最初からの町長の考えであらうかと思っておりますが、その空白の時間というのがなかなかあって、じりじりするとか、どがんないよっとやろうかというふう聞くわけです。この辺、次の開催予定等を含めて、どの程度の内容に発展させていかれるつもり、どういうお考えをお持ちなのか、お尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

全協等でもお話をしましたように、総務省のアドバイザー事業を受けてから相当日数がたっております。全国の公立病院を見ますと、約3割がうちの病院というふうな、同じ立場の町立病院がたくさんございます。これは武雄市さんもそうですけど、武雄市さんが610,000千円か20,000千円かと思っておりますけれども、うちの累積が510,000千円、武雄市さんはある程度の方向づけができたということで、私も前回もお話ししましたとおりに、これはずるずるずるずる3年も4年も待たれんということで、病院の内部の改革云々というよりも、内部は皆さんたちの議会でも再三、全協、あるいは一般質問の中でも3年も4年も前から、前回の議員さんたちからも病院改革についてはいろいろ御指摘がございまして、一つも前進しとらんということで、今回は、まず経営形態の見直し、いわゆる内部改革ではなくして、経営形態の見直しということで、さっき答弁でもありましたとおりに、地方公営企業法の全部適用か、あるいは指定管理者、または地方独立行政法人か、あるいは民間移譲、これの中のどれでいくかということをもまず委員会の中にお諮りをして、例えば地方公営企業法の全部適用というとは何かというふうな御意見等々があるかと思っておりますから、そこら付近の内容を詳細に説明書き、素人の方でもわかるように説明をいたしまして、文章化して委員会の皆さんたちにお諮りをして、どういうふうなことでいきたいと思いますかということで、まずお諮りをしたいというふうに思っております。

最終的に、専門的になりますと、私も県内の公立病院等の今後のあり方を考える会ということで、佐賀市長、それから多久の横尾市長、それから私と、あとは佐賀県医師会の沖田会長、あるいは佐賀大学医学部附属病院の宮崎院長、あるいは唐津赤十字病院の志田原院長等々が会議を持っておりますから、そこら付近の専門的になりますと、皆さんたちにお願

して、この改革委員会の中に専門的な御意見を説明に来ていただくというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

町長が今御答弁いただきましたが、ちょっとつけ加えてお話しをしますと、次回の開催時期は1月の中旬ぐらいにお願いしたいというふうに思っております。

ちょっとおこなっているということ指摘されておるわけですが、先ほど町長も申しましたように、我々も改革経営形態の変更の検討をせんといかんということで、例えば全部適用がどういうものなのかと、それから、指定管理者になったらどういうふうになるんだというような、委員の方々に理解いただけるような具体的な説明をしないといけないという建前から、その調査にちょっと手間取っております、ちょっとおこなっているということについては御容赦をお願いしたいと思います。

○1番（所賀 廣君）

先ほど町長の答弁の中にございましたように、本当に一番最優先の課題といえますか、問題だと思います。民間的な経営手法をあくまでも導入するというふうなガイドラインがありますとおり、言われました公営企業法の、今は一部適用ですが、これを全部適用にしたらメリット、デメリット、なかなか出しにくいところかと思えますけど、わかりやすく委員の皆さんに説明できるように、全適にした場合がどうなのか、あるいは指定管理者制にした場合にはどうなのか、また独立行政法人の非公務員型にしたときはどうか、民間譲渡を導入することになった場合はどうかというのを本当にわかりやすく、委員さんだけでなく、これは町民の皆さんたちにも理解していただくことが本当に重要なことではないかというふうに思いますので、事務長も言われましたけど、ちょっと手間取ったというふうなことです、手間取っても結構です。わかりやすく、とにかく説明できるような資料を持って、次の委員会に臨んでいただきたいというふうに思います。

それから、院長の答弁の中にもありますが、改革プランの対象期間として、経営の効率化に係る部分については3年程度、あるいはまた、経営形態の見直しとその実施計画に係る部分については5年程度の期間を対象として策定するというふうにあります、太良病院に限ってではありませんけど、特に太良病院についてはそんなにゆっくりとしたような感覚では到底だめだと思います。今年度中にプランが策定できたならば、翌年度にはその実施を目指すという意気込みがあってもいいんじゃないかというふうに思いますが、その辺もう1回、院長どうお考えになりますか。スピードを持ってやりたいというふうに思いますが。

○太良病院長（古賀俊六君）

去年も赤字でしたし、ことしも余り芳しくないような状況ですので、おっしゃるとおりスピードを持ってとか、毎日の仕事に当たりますので、そういうつもりでやっ

いきたいと思っています。

○1番（所賀 廣君）

改革は早ければ早いほど痛みが少なく済むわけですので、本当に町長、あるいはまた改革委員会委員長さんたちの強いリーダーシップで、慎重に、迅速に進めていただきたいというふうに思いまして、(1)番を終わります。

続きまして2番、改革プラン策定に対する基本的な考え方についてであります。このプラン作成の中においてさまざまな数値の目標を設定することとなるわけですが、入院、外来等を見ても、相変わらずといいますか、年々減少傾向にあるわけですね。これらを数値設定するとなった場合に、大体普通は、ことし100やったら次150とか、高い数値を持って、それに向かって努力するというのが普通でありまして、よくわかるわけですが、消極的と言われるかもわかりませんが、今までの推移を見ながら、その収入を横ばい状態ということで1回設定してみたときに、どのような支出の形になるのかを逆算したというふうな形で損益計算書あたりに当てはめてみたらどうかと思います。最終的に事業の損益がゼロでもよしと考えなければいけないかもしれませんが、この点、事務長どういうふうにお考えになりますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

結局、今、この18年度、それから19年度の赤字というのは、減価償却費で1億二、三千万円の赤字が出ておることをございます。それで、もし収入が全く変わらないと仮定をすると、支出を減らすということでプラス・マイナス・ゼロに持っていかなければならないということになります。となると、費用の面で一番多いのがやっぱり給与費なんです。19年度で456,000千円程度あります。それで、その次に、病院事業に限って申しますと減価償却の127,000千円。それから、企業債の支払い関係で36,000千円程度、平成19年度でございます。赤字の130,000千円程度をプラス・マイナス・ゼロにするためには、支出を減らすということは、給与費から130,000千円引かなくてはいけないということですね。そうすると、450,000千円あるうちから130,000千円引きますと、給与費に関しては320,000千円ぐらいまで持っていかんといかんということになります。それでプラス・マイナス・ゼロになります。320,000千円を1人当たりの、いわゆる臨時職員の賃金を引いたりして計算をしますと、毎月270千円程度減らしていかないといけないという、そういう計算結果となります。

それで、現実に看護師さんあたりの平均賃金、それから医師の平均賃金等で考えますと、それはとても無理な給与額ということに、いわゆる今一人一人がもらっていらっしゃる何十万円かの給与から270千円を引くと生活ができないような給与額しか残らないということになりまして、したがって、最終的には収益をやっぴりもっと上げていかなければならないというふうに考えております。

○1番（所賀 廣君）

この減価償却費なんですが、改革委員会あたりでもはっきりこの減価償却が幾ら、損益計算書あたりを見てみますと、それぞれに病院事業では減価償却が幾ら、看護ステーション事業では幾らというふうに出て、我々はわかるわけですけど、この減価償却費というのが物すごくウェートを占めているわけですし、改革委員会の中にも、この減価償却費の内訳ですね、何を減価償却しているのか、設定額が幾らだったのか、今、残が幾らなのか、何年償却になるのか、こういった具体的な数字もぜひ、先ほどの経営形態ではありませんけど、本当にわかりやすく委員の皆さんが納得できるように、それで議論の中に入れていただけるようにしていただきたいというふうに思います。

ただ、減価償却は当然定額か定率か、どちらかでなさっていると思いますけど、これは必ず毎年毎年落さんばいかんよというふうなことだと思います。先ほど言いました外来にしる入院にしる、横ばいの状態で1回やってみればという意見、消極的になるかもわからんというふうに言いましたが、じゃ、どこまでここを伸ばせばバランスシートのうまくなっていくのかというのを提示されたときに、それぞれの分野の先生方と本当にひざを突き合わせてみて、ここまで入院をあとがしこ伸ばすぎよかたい、外来をもう少し伸ばそう、そのためにはというふうなことで、ワーキングチームあたりでも一緒にやっておられると思いますけど、その辺の改革という意味において、本当にどういうふうにしてふやしていこうかというふうに、もう1回、病院長お願いしたいと思いますが。

○太良病院長（古賀俊六君）

1つは医療というのは、やっぱり良質な、質の高い医療を提供して収益を上げるし、その医療自体がどんどん進歩していますので、それを取り入れて、本当にいい医療を提供するという中で収益が上がる、そういうふうを考えています。そういう方法で、現実的に毎月、医局会とか、あるいはそうじゃなくても病院の中の経営改革委員会、そういうのがありますし、入院患者数とか、あるいは外来患者数、その各科ごとの売り上げみたいなものを出したりして、そういう意識でやっていこうということやっておるところです。

今後とも、さっきも言いましたように、良質な医療を提供しながら収益を上げてやっていきたいと考えます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

毎回といいますか、やっぱり院長らしい答弁といいますか、高度な医療を提供する、相変わらずなことなんですが、やっぱり数字が上がってこんど、幾ら言うたって意味がなかというか、みんなの感じがそういうふうになってきますので、本当に数字を1つでも2つでも上げるような努力こそが一番じゃないかというふうに思いますので、頑張ってくださいかなと思います。

それから、この地方公営企業法の第38条のところに給与という項目があるわけですが、こういうふうに書いてあります。「職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならぬ。民間事業の従事者の給与、公営企業の経営状況等を考慮して定める」というふうに書いてあります。これは、太良町立病院は一部適用ですので、この第38条というのは適用外の状況にはなるわけですが、まさに経営形態というふうな観点から、この文言を見たときに、経営形態に関係なく非常にいい意味が入っているのではないかというふうに、まさに職能給というふうなとらえ方をしてもいいんじゃないかと、そんな考えで読みましたが、今の太良病院の実態に当てはめてみて、これをプランに織り込んでいく積極的な考えはどうだろうかというふうに思いますが、事務長どうでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃった第38条の給与の規定の部分につきましては、現在うちが適用している一部適用の、いわゆる一部適用ということですから、公営企業法の一部を適用する病院ということなので、その一部適用の外にあるわけですね、ほかのところにあります。したがって、これを全部適用すると、今おっしゃった給与の部分まで含んできますので、この法に沿ったことができる。ところが、今の一部適用ではそれを除外されているものですから、そこまではできませんよというような形になっているので、全国の公立病院の方々が給与問題については非常にお苦しみになっているという状況でございます。もちろんうちも同じことなんですけれども。

そういうことで、いわゆる一部適用以外の形態にすれば、その給与にもメスを入れていくことができるというふうに考えておりますので、今回の改革委員会につきましては、その点も十分議論をしていただいて、決定をしていっていただきたいというふうに思っております。

○1番（所賀 廣君）

はい、わかりました。

診療科目のことについてなんです、それぞれの診療科目において不採算部門といいますか、赤字が出ているというふうなことになるのかなと思いますが、この不採算部門を見直すということを考え方に入れながら、委員会において提案するおつもりはございませんでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

うちの病院で不採算部門と申しますと、第1番目に上がってくるのが小児科でございます。この小児科につきましては、今、太良町の住民の皆様についてはかなり助かっておられるんじゃないかなというふうに思うんですね。その対応がいろいろ、深夜に対応できなかつたりという、ちょっとマイナスの面はございますけれども、おおむね小児科が存在することに

よって助かっておられる方々が結構いらっしゃるというふうに思っています。

そういうことを考えますと、その不採算部門を持つ、持てる病院がいわゆる公共病院のいいところであって、もし、民間でも持つかもしれませんが、民間ではある程度不採算部門は切り捨てていきますよというのが通常だと思います。ところが、そういうことを考えますと、今回の改革委員会の中には積極的にこちらのほうから小児科を廃止とか、これをどうか考えてくださいとかいう発想はなかなかしにくい、事務局としてはしにくいというふうに思っております。

○1番（所賀 廣君）

これは外来患者別集計表なんですけど、当然ことしは11月までしかまだ出ていないわけですが、11月現在を前年度、平成19年度と平成20年度と比べてみたら、アップしている部門というのが外科と整形外科ですね。あとの内科、小児科、耳鼻咽喉科、これについてはそれぞれダウンしているわけですね。総体的に見ましても、全科の合計でしましても、人間の数からしまして、去年の11月では4万993人、ことしの11月、つい先ほどのことですが、3万9,782人と。多分、平成20年度も当然これは減少の結果になる、損益計算書あたりでもやっぱり減ったような集計になろうかというふうに考えるわけですね。当然、病院の本体事業は赤字なんですけど、居宅介護事業も赤字、黒字の事業としましては訪問看護と通所リハビリテーション事業になっているわけですね。特に、通所リハビリ事業においては、建物の減価償却は多分あってないと思います。この減価償却は設備、機器類の減価償却が大きいのではないかと思います、昨年10,000千円程度の黒字になっているわけです。

通所リハビリに関してですが、こういった事業をもっと伸ばしていこうかというふうな具体的な考えか何かございますか。

○太良病院長（古賀俊六君）

今おっしゃったとおり、黒字部門が訪問看護とか通所リハビリです。特に通所リハビリは大変喜ばれておって、老人の方がふえていますので、希望者が多くて受け入れられないぐらいの状況です。それをもっと伸ばすようにやりたいと思いますけど、それと訪問看護も、昔は往診と言っていましたけど、その往診のかわりに、計画的に訪問看護、訪問医療、訪問診療をやって、それも在宅医療の一環になりますので、大変喜ばれております。こういう黒字部門を伸ばして、赤字部門をなるべく黒字に近づける、そういう方向でやりたいと思っています。

それから、居宅介護支援事業も今のところ赤字ですけど、こっちもだんだん伸びてきて黒字に近づいて来ている状況です。こういう介護事業のほうも需要が多くて黒字を見込めますので、医療だけじゃなくて介護のほうにも心を配ってやっていきたいと、そんなふうに考えます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

前回この質問席に立たせてもらいましたときに、病院内の事務職の方の件についてお尋ねをいたしました。そのときに、その答弁の中で、二、三年のサイクルでマスターをするのはなかなか困難である、できれば事務専門職を置いたほうが理想的ではないだろうかというふうな答弁をいただいております。

この件につきましても改革プランの中で十分検討して、できたらこういった専門職というのが本当に実現して、一人前になるためには3年、4年、5年というふうにかかるのなら、これもまた早く、何とか具体的に考えていただきたいなというふうに思いますが、現在この件について、本当に何か具体的なお考えがありましたら、お聞きしたいと思っております。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまの件につきましては、まだ考えている最中でございますので、私たちは別に今のところはそれに対して具体的な行動を起こしておりません。そういうことです。

○1番（所賀 廣君）

その件については、町長と十分練る必要があるという意味ですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

そういう意味じゃなくて、今うちの病院にいる職員としては、特にそれは今のところは考えてないということでございます。

ただ、委員会の中でそういうことを出すかどうかはちょっとまだわかりませんが、そういうところまで議論をなされて、そういうことがいいとか、もしくは町長のほうがそうしたほうがいいのかおっしゃるなら、それに我々は従うだけですので、その議論等は委員会、もしくは役場の執行部のほうで考えていただくというようなことになるのではないかと考えております。

○1番（所賀 廣君）

これは経営形態がどう変わろうと、事務職というのは当然必要なわけですし、まさにこれが一番ポイントといたしますか、やっぱり収入源、大きな収入源にもミスをやっちゃいけない、レセプトあたりの点検業務を確実にやるというふうな、お金につながる、収入につながる一番大事な部分だろうというふうに思いますが、この辺の考え方について、これもまた急ぐ話になろうかと思いますが、町長、お考えございましたら。

○町長（岩島正昭君）

所賀議員から先ほどからる御質問等があっておりますけれども、私の考えとしては、内部改革等々をやって、経営的に先が、見通しが明るい場合は、そういうふうな内部改革をして、専属の事務長、あるいは院長を設置するというふうなことになりますけれども、今の

状況を考えますと、どうしても、帳面上では黒字になるかもしれませんが、見通しが無いというふうに見ております。その内部を改革してもね。

だから、今後の検討としましては、先ほども言いましたとおりに、議員が2点御質問をなさっておりますけれども、2点目の経営形態の見直しですね、見直しの検討の方向性、あるいは検討体制及びスケジュールを、結論を早急に、時期を明記して、ある程度早急に進める必要があるというふうに思っておるところでございます。

こういうふうなことで、どの方向でいくかわかりませんが、いずれの形態にしましても、経営形態の見直しが所期の効果を上げるためには、人事予算等にかわる実質的な権限が新たな経営責任に付与されるということで、経営に関する権限と責任が明確になり、どうしても内部改革が、今おっしゃるとおりに、——聴取不能——は内部でできるということを思っておりますから、そちらのほうが早急に、ある程度のスケジュールを組んで進める方向がいいんじゃないかというふうなことは、私個人的には思っておるところでございます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

まだまだ考えられる課題というのはたくさんあるかと思いますが、改革プランの策定におきましては、無理のない数値目標の設定や、あるいはすっきりとした損益計算、バランスシートなどを十分考慮していただいて、何回も申しますが、町民の皆さんが本当に納得できる前向きな経営方針や運営の指針を明確に提示していただいて、先ほども申し上げましたが、本当に一刻も早く実現できることを目指して、邁進していただきたいというふうに思います。

以上を持ちまして私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時10分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 嚴